

原村が、今後1年間、目指していく方向を示した「施政方針」。

その「施政方針」について平成19年第1回原村議会定例会の初日、清水村長は「村政運営を基本理念に、第4次総合計画に掲げた村の将来像、「人も地域も輝く緑豊かな原村」の実現に全力を尽くす」と、平成19年度のむらづくりの方針を説明しました。

そこで、今月は、この「施政方針」をもとに、これから1年間、原村が「どのような事業に考え、どのような事業に取り組んでいくのか」を、ご紹介するとともに、今年度の予算についてご紹介します。



●特集 平成19年度施政方針



平成19年度施政方針



村内絶滅危惧の植物
—レッドデータの植物—



4月から村の行政組織が変わりました



●表紙写真／寒さも少しづつ和らいできた3月、村内小中学校で卒業式が行われ、計172人が慣れ親しんだ学び舎を後にした。

95人が卒業した原中学校では、卒業式終了後、教職員や在校生が校舎前の広場に並んでお見送り。卒業の喜びと同時にわき上がる、別れのさみしさ。生徒たちの胸に去来する複雑な感情は、あふれる涙に形を変えます。キラリと光るその涙は、思い出の深さの証です。この日の気持ちを忘れず4月からはそれぞれの道でがんばって欲しい。

CONTENTS

- 平成19年度施政方針
- 新年度予算のあらまし
- 村内絶滅危惧の植物 —レッドデータの植物—
- 裁判員制度がはじまります
- 4月から村の行政組織が変わりました
- 村づくり通信
- くらしの情報
- 行政情報
- 保健・福祉の掲示板
- くらしのガイド
- はらむらとびっくす
- はじめまして1歳6ヶ月です

「広報はら」思い出の24枚。今月号から一部デザインが変わりました。

「村内に元気な子どもたちの 遊び声が満ち溢れる村」

平成19年度施政方針



Vegetable Country
HARAMURA

人も地域も輝く
緑豊かな原村

平成19年度一般会計予算額は33億5千8百万円となり、対18年度比4千1百万円（1・24パーセント）の増となりました。年次的には予算は減らして行かなければなりません。小学校の特別教室棟改築工事の特殊事情の他、中学校教室棟のトイレ改修工事その他の事業が重なっており、この様になりました。他に村営住宅新築事業が採択されることによる増加要素もありますが、この方はその時点での補正対応としています。平成16年度に行財政の見直しを行い、17年度から実施している所ですが、予算額は当初予算でみまして、17年度は32億6千7百万円、18年度は33億1千7百万円で5千万円（1・53パーセント）の増、19年度は前述のとおりで、増の要素は、いずれも学校関係です。しかし、19年度においては他のソフト事業費、言いかえれば住民サービス関係も延びています。これは削減ばかりに汲々として、将来を見据えながらもサービスは先進的に行っていくこととするものです。

平成19年度は、第4次総合計画の第2年次です。原村は長いこと福祉健康の村づくりを行ってきましたが、この所大変良い結果が出ています。平成17年度における住民1人当り医療費は44万1千円（県平均は54万円）で、低い方から3番目となっています。これを老人医療費のみならず56万6千円（県平均は67万3千円）で低い方から7番目です。長野県は全国一の長寿県でありながら、医療費も全国一低いことで注目を浴びていますが、その長野県の中で本村がこの様な位置にあるということは大いに誇りとしてよいことであり、今後とも自信をもってこのことを進めて行きたいと思えます。各種健診の充実と健診費の無料化（人間ドックは7割）を続けると共に、65歳以上と中学校卒業までの他、現行の各種医療費の無料化も続けて行きます。本村の高齢者は大変元気な人が多く、その就業率は県下一であり、健康の村づくりに力を入れて行きます。

さて国を背負うのも村を背負うのも若い人の力ですから、人口減少はなるべく食い止めなければなりません。本村でも子育て支援は行ってきています。平成18年度から意識的にこれを強化し、閉塞感を打破し、活力のある村を実現し

て持続発展をして行かなければなりません。更に高福祉の村として、人の情の厚い村を目指し、程よい大きさは勝れた自治が実現できることを具現化して、理想の天地を築くべく19年度の事務事業を組立しました。安倍総理は「美しい国、日本」を標榜していますが、わが原村こそ最もそれにふさわしい村となりうる気概で、「人も地域も輝く緑豊かな原村」づくりを、共に進めて行きます。

原村はこれからの村づくりを合併に頼ることなく、「小さな自治体の方がきめ細やかな勝れた自治ができる」という信念で、日々前進してきました。住民の皆さんの理念実現には、「公民協働」とか「住民主体、行政サポート」という考え方が、合併する、しないに拘らず必要です。その意味では本村の村づくりにける住民の皆さんの参画は、かなり進んできたと思えます。自分た

ようとしてきましたが、19年度は更に上積みし、「村内に元気な子どもたちの遊び声が満ち溢れる村」を作りたいと思えます。原村における子どもの誕生数は平成11年度以来60人をこえることはありませんでしたが、17年度には76人となり、18年度も60人をこえると思われま。一学年3クラスを確保する上からは、大変喜ばしいことです。19年度村では保育料において第2子を半額化、第3子以上を無料化とする外、今後幼児保育も行うことも考えたいと思えます。また放課後子ども教室事業も現行の「原っ子広場」事業を村に引き取り行うものとなりました。また幼児から18歳までの子どもを対象とする、子育てフォローアップ事業を行い、育児や子育て相談を充実します。本年度からは国の児童手当も増加されます。児童クラブの時間延長や幼稚園への支援も強化するところです。本年度これら総額で新たな子育て支援には2千4百万円余を見込みました。

自立の村は活力がなければなりません。それには地域経済に元気が必要で、商工業への各種制度資金も充実し、農業関係も休みなく進めて行きます。地域の中で経済が回ることで、村内業者の優遇が重要となります。村財政は苦しいながらも健全に推移しています。皆様と共に「住んでみたい村、住んで良かった村」の建設に向かって、本年度も誠実に進んでまいります。ご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

原村長 清水 澄



一般会計の歳入

その他の依存財源 1億1170万円

- ・地方消費税交付金 6000万円
- ・自動車取得税交付金 4000万円
- ・地方特例交付金 500万円
- ・利子割交付金 300万円
- ・交通安全交付金 170万円
- ・配当割交付金 100万円
- ・株式等譲渡所得割交付金 100万円

地方譲与税 9500万円

自動車重量税など本来地方税に属される税金を国が徴収し、村に譲与されたお金

国庫支出金 1億2434万円

村の特定の仕事に対して国から交付されるお金

県支出金 1億2929万円

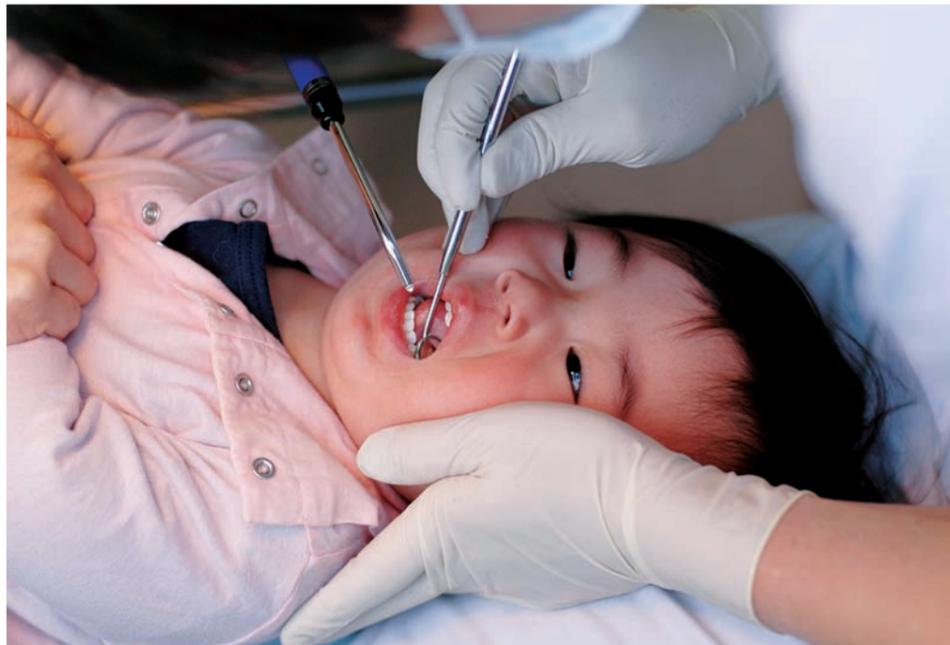
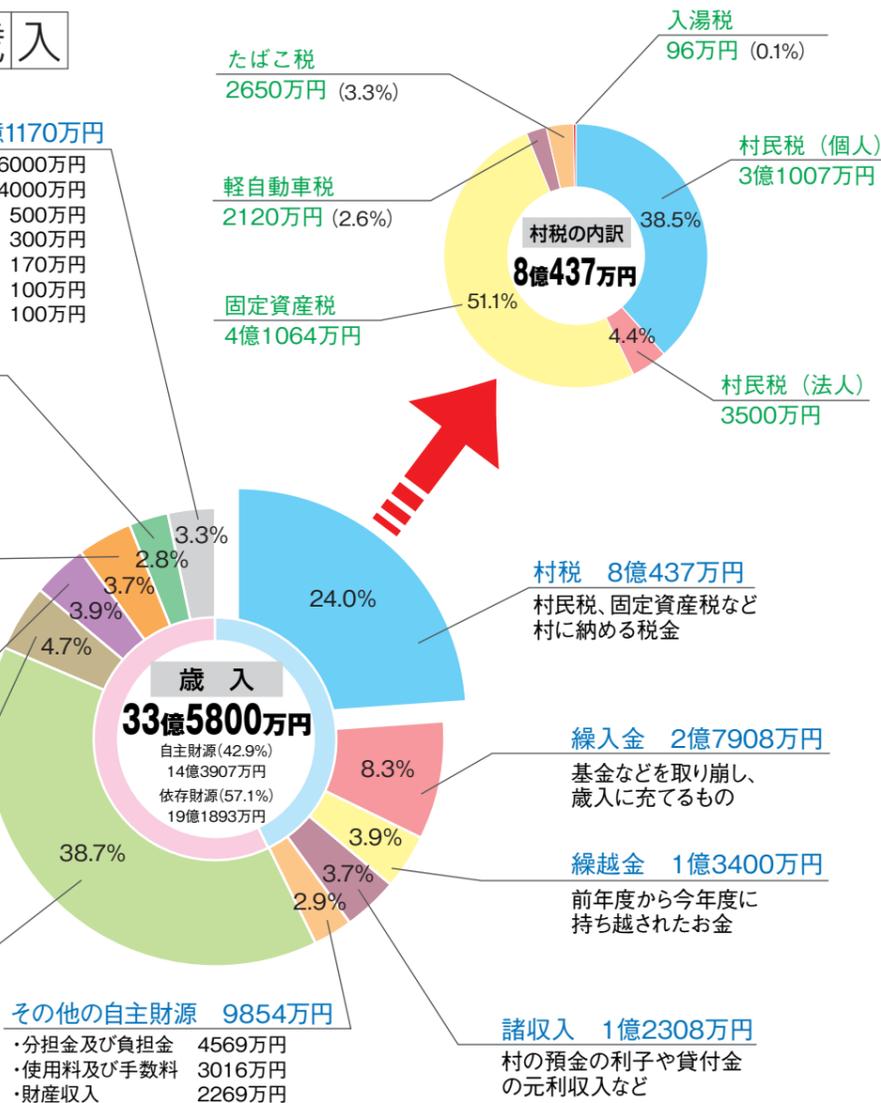
村の特定の仕事に対して県から交付されるお金

村債 1億5860万円

村が外部から調達した資金(借金)

地方交付税 13億円

行政サービスの一定水準の確保のため、所得税などの国税の一部が国より交付されるお金



平成19年度一般会計は 33億5800万円

原村の平成19年度がスタートしました。厳しい財政状況ですが、みなさんからお預かりした大切な予算を、住みよい村づくりのために計画的に、効率的かつ効果的に使っていきます。一般会計・特別会計・企業会計をあわせた本年度の予算総額は約56億円。今月はこの予算の紹介をします。

編成の基本方針
平成19年度の予算編成は、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革プログラムに沿って経常経費の節減を進める一方で、第4次原村総合計画を実質的に反映させる最初の予算として、積極的に施策の導入を進めていくことを編成方針として取り組みました。
この結果、平成19年度の一般会計歳入歳出予算総額は33億5800万円となり、前年度当初予算額に比べ4100万円(対前年度比1.2%)増の予算規模となりました。

会計別予算額

会計名	19年度予算額	18年度予算額	対前年比	
一般会計	33億5800万円	33億1700万円	1.2%	
特別会計	国民健康保険事業会計	7億1000万円	6億5390万円	8.6%
	国保直営診療施設会計	7000万円	7100万円	-1.4%
	有線放送事業会計	3350万円	3620万円	-7.5%
	農業者労働災害共済会計	110万円	110万円	0.0%
	老人保健会計	6億5360万円	6億2120万円	5.2%
	下水道会計	0円	4億5500万円	皆減
企業会計	収益的収入	1億4926万円	1億4827万円	0.7%
	収益的支出	1億4660万円	1億4392万円	1.9%
	資本的収入	0円	0円	0.0%
	資本的支出	4540万円	3579万円	26.8%
	収益的収入	4億1848万円	0円	皆増
	収益的支出	3億4661万円	0円	皆増
下水道会計	資本的収入	857万円	0円	皆増
	資本的支出	2億2491万円	0円	皆増

※下水道会計は、今年度から企業会計に移行しました。

一般会計 歳入の状況

歳入の構成比では、下がったとはいえ本年度も地方交付税が38.7%と最も大きく、続いて村税が24.0%、以下、繰入金、村債、繰越金、県支出金、国庫支出金の順となっています。

地方 交付税では、税収増に伴う基準財政収入額の増減や地方債に係る交付税措置の減少を勘案し、普通交付税では前年度より2.9%減の12億6000万円、特別交付税が前年度と同額の4000万円を計上しました。

村税 は、個人住民税が三位一体の改革に伴う所得率減税の廃止により、前年度より30.7%増の3億1007万円、法人住民税は前年度と同額の3500万円を見込みました。一方、固定資産税は、新増築家屋の建築などにより2.9%増の4億



基金 繰入金は2億7908万円、内訳としては、村債の償還に充てるための減債基金1億円のほか、財政調整基金7200万円、義務教育施設整備基金4000万円、農業振興基金3800万円、保健休養地管理基金2800万円などの繰入を計上しています。

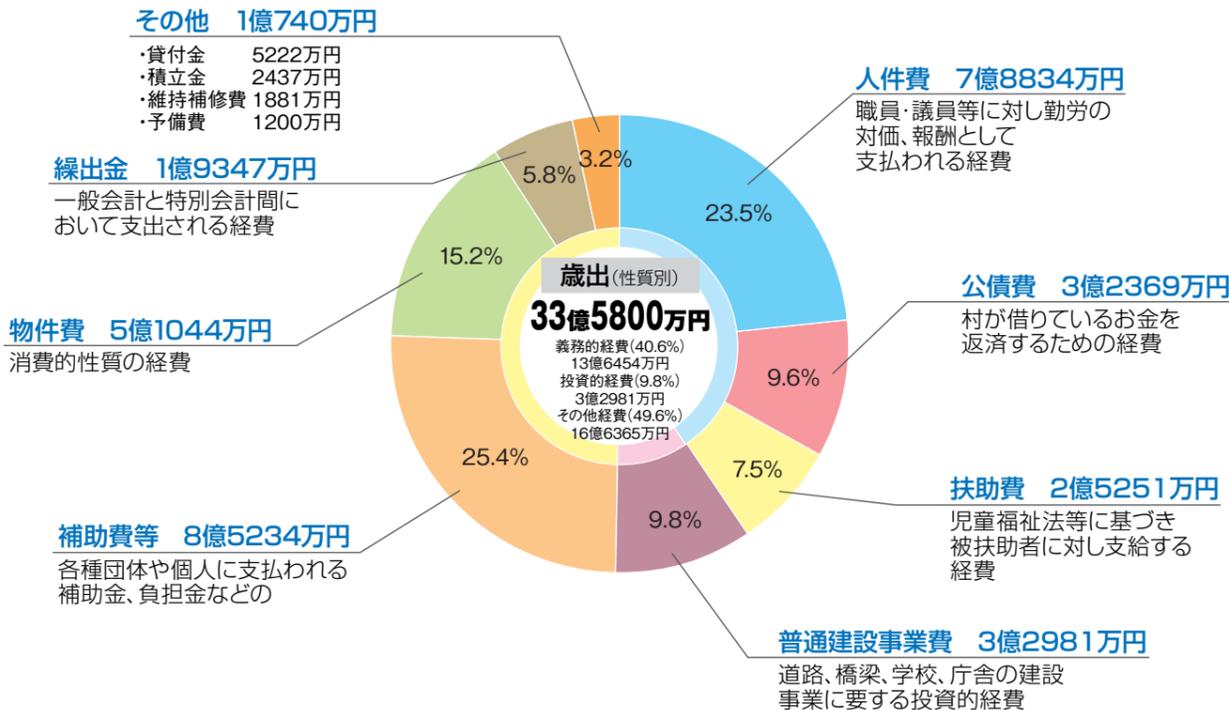
村債 では、地方交付税の振替え措置である臨時財政対策債が1億2500万円と最も多く、次いで学校教育施設等整備事業債2740万円、農業基盤整備事業債620万円となり、総額では前年度より14.7%減の1億5860万円となりました。

特集 新年度予算のあらまし

「人も地域も輝く緑豊かな原村」に向けて

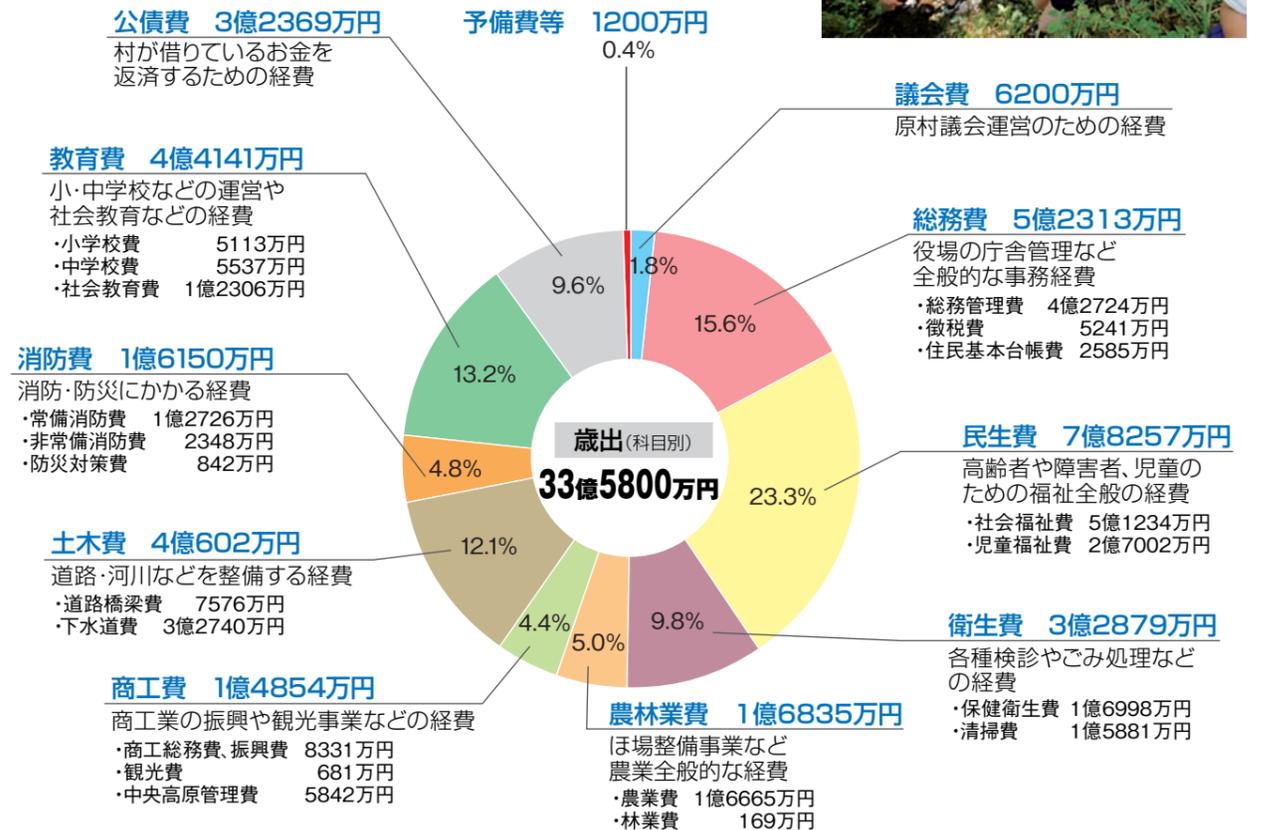
一般会計の歳出 性質別

地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は、人件費、扶助費、公債費で、支出が義務づけられている経費です。投資的経費は、道路や公共施設の建設といった行政水準の向上にかかる経費で、普通建設事業費で構成されます。



一般会計の歳出 科目別

地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知ることができます。



教育 費では、学校関係として平成18年度実施の小学校給食棟改築工事に引き続き、小学校特別教室棟改築のための工事・管理業務費用1億

消防 費では、常備消防に係る広域連合負担金1億2726万円、新規事業として、防災啓発用パンフレット作成80万円を計上したほか、地震災害等に備え、すまいの安全と「うかい」防止対策の拡充、応急資材・備蓄物資の整備費用を増額計上しました。

土木 費では、下水道会計への負担金及び補助金として総額3億2740万円を、道路維持補修工事1325万円、道路新設改良工事586万円をそれぞれ計上しました。

商工 費では、村制度資金預託金4300万円、八ヶ岳自然文化園管理委託2950万円のほか、新規事業として、温泉源泉ポンプ購入419万円、樫の木荘・もみの湯の改修334万円を、商工業振興策として、中小企業振興資金利子補給50万円をそれぞれ計上しました。

民生 費では、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まるに際し、保険料徴収システムの開発1081万円や広域連合負担金238万円を計上したほか、子育て支援策として「子育てフォローアップ事業」206万円を、障害者福祉対策として地域生活支援事業721万円を新規に計上しました。継続事業としては、介護保険広域連合負担金6920万円、障害者自立支援法関係費5715万円、老人医療費特別給付金6014万円、児童手当

衛生 費では、久保地尾根墓地整備1721万円、アスベスト飛散防止対策事業574万円、諏訪地区小児夜間急病センター負担金193万円を新たに計上しました。継続分としては、諏訪南行政事務組合負担金7931万円(灰溶融施設整備負担を含む)、南諏訪衛生施設組合負担金6623万円、諏訪中央病院組合負担金5876万円が大きいウエイトを占めています。

農林 業費では、継続事業として中山間地域直接支払制度補助3569万円、農作物安値対策1151万円、農道整備事業1010万円、県営中山間地域総合整備事業872万円を計上、新規事業としては、強い園芸産地育成事業300万円のほか、少額ではありますが、農薬飛散防止対策事業、環境にやさしい農業推進事業等を計上、また、市民農園の実施に向けた経費を新たに計上しました。

科目 別の構成比では、民生費が23.3%と最も大きく、次いで総務費が15.6%、以下教育費、土木費、衛生費、公債費、農林業費、消防費、商工費、議会費の順となりました。

性質 別の構成比では、補助費等が25.4%、次いで人件費が23.5%、物件費15.2%、普通建設事業費9.8%、公債費9.6%、扶助費7.5%、緑出金5.8%となっています。義務的経費は40.6%に達し、投資的経費は9.8%となっています。

総務 費では、街づくり・人づくり事業として、中央高原再生事業(道路事業)3600万円を新規事業として計上したほか、家屋全棟確認調査942万円、地域国際化施策支援特別対策事業434万円、コミュニティ助成事業430万円、村勢要覧作成315万円を新たに計上しました。

衛生 費では、久保地尾根墓地整備1721万円、アスベスト飛散防止対策事業574万円、諏訪地区小児夜間急病センター負担金193万円を新たに計上しました。継続分としては、諏訪南行政事務組合負担金7931万円(灰溶融施設整備負担を含む)、南諏訪衛生施設組合負担金6623万円、諏訪中央病院組合負担金5876万円が大きいウエイトを占めています。

農林 業費では、継続事業として中山間地域直接支払制度補助3569万円、農作物安値対策1151万円、農道整備事業1010万円、県営中山間地域総合整備事業872万円を計上、新規事業としては、強い園芸産地育成事業300万円のほか、少額ではありますが、農薬飛散防止対策事業、環境にやさしい農業推進事業等を計上、また、市民農園の実施に向けた経費を新たに計上しました。

給付事業5771万円を計上しました。

平成19年度

金額は1万円未満を四捨五入しています。●は新規事業です。

主な事業

人と自然を大切にしたい住みよい村づくり



●人村有林保育事業（流域育成林整備）	888万円
●若者定住促進事業	1000万円
●中央高原再生事業（道路事業）	3600万円
●久保地尾根墓地整備事業	1721万円
●合併浄化槽・排水処理施設補助	1127万円
●アスベスト飛散防止対策事業	574万円
●資源物分別収集等処理委託料	756万円
●木材粉碎機購入	297万円
●諏訪南行政組合負担金（ごみ処理）	7582万円
●諏訪南行政組合負担金（灰溶融施設）	349万円
●南諏衛生施設組合負担金	6623万円
●道路維持補修工事	1325万円
●建設資材支給事業	370万円
●道路除雪融雪事業	543万円
●村単道路改良事業	586万円
●防災啓発用パンフレット作成	80万円
●災害対策（応急資材・備蓄物資等）	202万円
●すまいの安全「とうかい」防止対策	465万円

人と文化を育む村づくり



●地域国際化施策支援特別対策事業	434万円
●人づくり視察研修補助事業	130万円
●コミュニティ助成事業（遊具整備）	430万円
●中学生海外ホームステイ事業	318万円
●親子で学ぶサイエンススクール	104万円
●よいしょ祭補助	270万円
●30人規模学級拡大寄付金	183万円
●小中学校遠距離通学補助	212万円
●小学校特別教室棟改築工事、監理業務	1億220万円
●小学校管理棟地震補強内部補修工事実施設計	169万円
●中学校体育館地震補強内部補修工事実施設計	169万円
●小中学校維持補修工事	1051万円
●学童クラブ	589万円
●T T職員設置費	517万円
●小学校給食調理委託	1214万円
●AET派遣事業（費用弁償含）	385万円
●中学校理科理振（備品購入）	222万円
●放課後子ども事業	336万円
●館報はら101～200号縮刷版作成	126万円
●公民館耐震診断調査	252万円
●分館耐震補強工事補助金	300万円
●原村の文化財（ハヶ岳森林軌道）作成	90万円
●美術館管理運営委託	1150万円

健康と幸せを誇れる福祉の村づくり



●生活サポート事業	139万円
●障害者等共同作業訓練事業	830万円
●障害者自立支援法関係費	5715万円
●移動支援事業	418万円
●重度身障福祉年金	360万円
●世帯主医療特別給付	574万円
●重度心身障害者医療費特別給付	1516万円
●高齢者等生活支援事業（福祉輸送サービス・生活援助等）	653万円
●生きがい対応型デイサービス事業	451万円
●老人保健施設「さくらの」施設整備補助	2000万円
●老人施設入所措置費	614万円
●敬老年金（村単）	541万円
●老人医療費特別給付金（補助・単独）	6014万円
●介護保険関連 広域連合負担金	6920万円
●保険料徴収システム開発委託	1081万円
●後期高齢者医療広域連合負担金	238万円
●児童手当給付事業（扶助費分）	5771万円
●乳幼児等医療特別給付（補助・単独事業）	1230万円
●子育てフォローアップ事業	206万円
●子育て支援特別事業	1405万円
●諏訪地区小児夜間救病センター負担金	193万円
●諏訪中央病院組合負担金	5876万円
●人間ドッグ補助	523万円

環境と共生した活力のある村づくり



●中央高原再生事業（観光関係）	2010万円
●市民農園関係	90万円
●農作物安値対策	1151万円
●強い園芸産地育成事業（業務用ホーシソウ）	300万円
●中山間地域直接支払制度補助	3569万円
●農道整備事業（旧元気な地域づくり）	1010万円
●県営中山間地域総合整備事業	872万円
●土地改良施設維持管理適正化事業	400万円
●農業基盤総合整備（国土保全対策事業）	455万円
●農地流動化補助（村単）	300万円
●温泉源泉ポンプ	419万円
●ハヶ岳自然文化園管理委託	2950万円
●プラネタリウム音響設備	100万円

その他

●庁舎直流電源装置（非常灯電源）入替工事	630万円
●村勢要覧作成	315万円
●大学と連携した地域づくり事業	100万円
●家屋全棟確認調査	942万円
●県議会議員選挙	250万円
●村議会議員選挙	411万円
●参議院議員通常選挙	520万円
●村長選挙	339万円

<p>住民一人当たり に使われるお金</p> <p>435,651円 の内訳</p> <p>平成19年2月末 人口:7,708人</p>	<p>総務費 67,868円</p>	<p>民生費 101,527円</p>	<p>衛生費 42,656円</p>	<p>農林業費 21,841円</p>	<p>商工費 19,271円</p>	<p>土木費 52,675円</p>	<p>消防費 20,952円</p>	<p>教育費 57,266円</p>	<p>公債費 41,994円</p>
---	---------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------



ヒナリンドウ (リンドウ科)

特徴：1年草または越年草。草丈3～7cm。茎は少数分枝するか単生。根出葉はロゼット状で、へら形または倒卵形で長さ4～8mm。茎葉は倒披針形で長さ4～7mm、辺縁はざらつく。花は淡青色で1～数个つく。花期は6～9月。
生育環境：高山帯の草地。
絶滅危惧の状況：登山者の踏みつけ、土砂の流出などが減少の主要因と考えられる。

(写真提供 北原一三さん)



クモイコザクラ (サクラソウ科)

特徴：多年草。コイワザクラの変種。葉は小さく径1.5～7cm。葉が1/3ほど裂け、鋸歯がとがる。1本の花茎に1～5個のやや大型の花が普通は1段につく。花期は5～6月。
生育環境：山地の岩の隙間。
絶滅危惧の状況：生育地の自然遷移が減少の主要因。

(写真提供 北原一三さん)



ヤツガタケナズナ (アブラナ科)

特徴：多年草。茎は短い枝を分けて株状で、高さ10～15cmになり、果時には伸びる。葉は狭卵形～狭披針形、長さ6～20mm、幅1.5～5mm、先は鋭形、細鋸歯縁が全縁、茎とともに両面に短い星状毛を密生し白緑色を呈する。花弁は白色。花期は6～7月。
生育環境：高山帯の岩場。
絶滅危惧の状況：生育地の自然遷移が減少の主要因。

(写真提供 阿部義男さん)



ニオイシダ (オンダ科)

特徴：常緑性。葉は長さ10～20cmで、葉柄は短く、密に鱗片をつける。枯れた葉が長いこと残る。包膜は大きく、裂片の辺縁からしばしばはみだし、また、包膜の辺縁は不規則に裂け、腺毛がある。腺毛から分泌液には芳香がある。
生育環境：山地のやや明るい岩盤。
絶滅危惧の状況：産地が限られている。

(写真提供 阿部義男さん)



コハクラン (ラン科)

特徴：球形の中央から披針形で縦じわのある葉1枚が出る。花茎は高さ20～30cm、茎の先の方に5～10個の花を咲かせる。花被片は暗紫色で長さ1cmくらい。唇弁は白色であずき色の斑紋があり、先が3裂する。花期は7月。
生育環境：亜高山帯の針葉樹林の林床。
絶滅危惧の状況：自然遷移が減少の主要因であるが、園芸採取も危惧され絶滅のおそれがある。

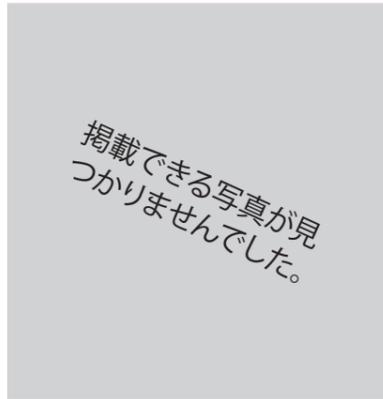
(写真提供 北原一三さん)



ホテイラン (ラン科)

特徴：1葉1茎を出す。茎の高さ5～15cmになる。葉は広楕円形で縦じわが目立ち、裏面は紫色を帯びている。茎頂に淡紅色の美しい花を1個咲かせる。唇弁は下に垂れ、背面はふくらみ、先が距となり2裂してつき出る。花期は6月。
生育環境：亜高山帯の針葉樹林の林床。
絶滅危惧の状況：園芸採取・自然遷移による絶滅のおそれがある。

(写真提供 北原一三さん)



エゾイトイ (イグサ科)

特徴：多年草。草丈5～15cm。植物体は軟弱で崖から垂れ下がる。茎葉は普通1個、糸状。茎の基部にある葉は数個あって、茎よりはるか長い。白色小型の葉耳がある。頭花は1個つき、1～4花からなる。花被片は幅広く狭披針形。雄蕊は花被片より長く、花糸は花被片より少し短い。種子の長さは約1mm。花期は8～9月。
生育環境：高山の岩壁。
絶滅危惧の状況：生育地が限られ、個体数も少ないため、環境変化による減少絶滅が考えられる。

掲載できる写真が見つかりませんでした。



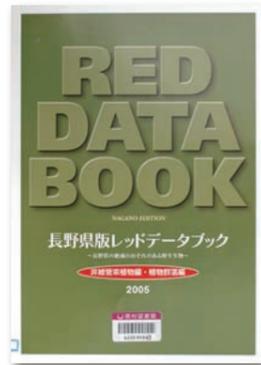
ヤツガタケキンポウゲ (キンポウゲ科)

特徴：多年草。草丈は7～20cm。全体に白い軟毛が生え、根出葉は長さ2～5cmで、掌状に3深裂する。花茎には根出葉より大きな葉が2～3個つき、上部の葉は柄がなく、深く裂ける。茎頂に直径1cmほどの黄色い花を1個つける。花期は7～8月。
生育環境：高山帯の湿った岩上。
絶滅危惧の状況：個体数が少なく、植生の遷移で減少している。

(写真提供 阿部義男さん)

原村の豊かな自然には、多種の植物を育てています。環境庁発行のレッドデータブックという本をご存知ですか。これは絶滅に瀕した動植物を取り上げた本で、国、県などの単位でまとめられたものである。絶滅の危険度順に「絶滅の危惧ⅠA類」「絶滅の危惧ⅠB類」「絶滅の危惧Ⅱ類」「準絶滅危惧」などにランク分けされている。絶滅の危惧ⅠA類は、絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性極めて高い種である。

村内には、長野県版レッドデータブックに上がっている絶滅の恐れがある動植物が多数あり、特に絶滅の危惧ⅠA類の植物8種が生育する。失ってしまった動植物を取り戻すことは難しい。これらの植物を守ることは私たちの責務ではないでしょうか。絶滅を防ぐには、まず現状を知っていただくことが必要であり、今月号では村内分布が確認されている絶滅の恐れが最も高い長野県カデゴリー絶滅危惧ⅠA類の植物をご紹介します。しかし絶滅危惧の植物は生育環境の変化に非常に敏感で、環境が変わるとすぐに消滅してしまいます。山野で発見しても決して採る事のないよう、貴重な自然の美しさを大切にしてください。



↑環境庁(現環境省)発行の「日本の絶滅のおそれのある野生生物」通称「レッドデータブック」と「長野県版レッドデータブック」

村内絶滅危惧の植物

植物

の



詳しくは、長野地方裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/nagano/>



問い合わせ先
長野地方裁判所庶務係
☎026 - 232 - 4991(代表)

平成21年5月までに裁判員制度が始まります

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人などの重大な事件について刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。



裁判員制度 Q&A

Q 裁判員は何をするのですか？

A 次のようなことをします。

- ① 裁判官の横にすわって、刑事事件の裁判に参加していただきます。裁判は、連続して開かれます。裁判では、検察官、弁護士、証人、被告人の話を聞き、証拠を見ることとなります。裁判員が証人等に質問することもできます。
- ② 証拠を見たり、検察官、被告人や弁護人の意見などを聞いたりした後、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に話し合つて(評議、決定する(評決)こと)になります(一つのチームとして)。
- ③ 評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に行き、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、これで終わります。

Q 裁判員になるために、資格はあるの？

A 衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、だれでもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

- ① 資格がない人(義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。))

禁錮以上の刑に処せられた人など)

- ② 裁判員の職務に就くことができない人(国会議員、司法関係者、警察官、都道府県知事及び市町村長、特別区長も含む)など
- ③ その事件について裁判員になることができない人(審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など)
- ④ その他(裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人)

Q 裁判員が参加する事件とは？

- A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。
- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が人にけがをさせたり、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

Q 辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加していただく制度、原則として、辞退できないことになっています。ただし、法律に辞退できる事由が定められており、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。(例えば)

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限り)ます。
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 重い病気・けが、父母の葬式等のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

Q 裁判は時間がかかるのではないですか？

A 実際の回数については、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えません。でも、多くの事件は、数日間が終わると見込まれます。

また、1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは、裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考えて、その都度決められていくこと

になります。通常は、1日に5時間から6時間程度と考えられます。

Q 日当や交通費・宿泊費は支払われるのですか？

A 裁判所に来ていただいた日数に応じて日当や交通費が支払われます。また、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合には、宿泊費も支払われます。なお、裁判員候補者として裁判所に来ていただいたものの、最終的に裁判員に選ばれなかった方についても同様です。

Q 裁判員等には選ばれる割合はどれくらいですか？

A 長野県では、裁判員制度の対象となる事件が1年当たり約50件と見込まれています。

- ◆ 1件当たり100人程度の裁判員候補者を選んだ場合
- 年間約5,000人(350人に1人が裁判員候補者になります)
- ◆ 1件につき、裁判員6名+補充裁判員2名とする

裁判員・補充裁判員に選ばれる割合は4,400人に1人となります。

- ◆ 20歳から69歳までの50年間では80人から90人に1人が裁判員に選ばれることとなります。

Q 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？

また、仕事を休んだことで会社から

解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは、法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

企業の皆さんには、そのような法律の考え方を前提に、従業員が裁判員となることの意義を理解し、裁判員のための休暇制度を導入するなど、裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしているところです。

Q 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

- A 次のようなことをします。
- ① 候補者の名簿を作成します。毎年12月ごろに、次の年の名簿を作ります。
- ② 名簿に載った方にその旨を通知し、調査票の送付をします。
- 【裁判の6〜8週間前になると】
- ③ 事件ごとに、名簿の中からくじで裁判員候補者を選びます。
- ④ 候補者に呼出状・質問票を送付します。

【裁判の当日には】

- ⑤ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続(選任手続)が行われます。
- ⑥ 裁判員が選ばれます。

Q トラブルに巻き込まれませんか？

A 裁判員は、法律で守られていますので、安心してください。

裁判員の名前や住所などは、公表しません。話し合い(評議)の際にどの裁判員がどんな意見を言ったかは、明らかにされません。裁判員やその親族を守るための法律が設けられています。さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は、裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。

Q 裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A 裁判員は、「話し合い(評議)の秘密」を守らなければなりません。それは、裁判の公正さやその信頼を守るためなのです。「話し合い(評議)の秘密」とは、裁判員や裁判官が話し合い(評議)で述べた意見や内容のことなどです。秘密が守られないと批判等をおそれ、率直な意見を言うことができなくなるおそれがあります。また、裁判員としての職務を行う中で知った秘密(事件関係者のプライバシー、裁判員の名前など)も、守らなければなりません。これら裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わったあとも守らなくてはならず、この義務に違反した場合、罰が与えられることがあります。しかし、法廷で見聞きしたことは、話してもかまいません。

